

## 裁判官に貸与する有料宿舍の公用部分による使用料の調整について

〔昭和 35 年 3 月 7 日  
蔵管第 462 号〕

改正昭和 41 年 3 月 28 日蔵国有第 898 号  
同 46 年 10 月 20 日蔵理 第 4554 号  
同 54 年 4 月 27 日同 第 1645 号  
平成 2 年 4 月 9 日同 第 1651 号  
同 16 年 11 月 5 日同 第 3980 号  
大蔵省管財局長から最高裁判所経理局長、各財務局長宛

標記のことについて、下記のとおり定められたから、遺漏のないよう処理されたい。

### 記

- 1 国家公務員宿舍法施行規則（以下「規則」という。）第 16 条第 1 項の規定により、公用部分を認めることができる官職として、高等裁判所、高等裁判所支部、地方裁判所及び地方裁判所支部に勤務する判事及び「判事補の職権の特例等に関する法律」（昭和 23 年法律第 146 号）第 1 条第 1 項の規定により判事補として職権の制限を受けないこととされている判事補（当該官署に本務として発令されたものに限る。）を指定する。
- 2 上記 1 の官職にある職員に貸与する有料宿舍について、公用部分の面積を控除する場合には、昭和 46 年 3 月 27 日付蔵理第 1289 号「国家公務員の有料宿舍の使用料の算定について」通達（以下「蔵理第 1289 号通達」という。）記 6 に定めるもののほか、次により処理する。

当該控除する部分が、裁判記録の閲覧及び判決書の起草のため、帰宅後はもちろん、非開廷日には日中においても常に使用されるものであること。

控除する面積の限度は、10 平方メートルとし、控除後の家屋又は家屋の部分の延べ面積が 50 平方メートル（国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号に規定する地域及び同条第 2 号に規定する区域における宿舍については、57 平方メートル未満）となつてはならない。

上記 1 の官職にある職員であつて、蔵理第 1289 号通達記 6 のイに掲げる官職にも該当するものについては、同通達記 6 のハによつて処理するか又は本通達によつて処理するかを選択してさしつかえない。